

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 所沢武蔵村山立川線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字上山口字長峰二一八 九番二地先		区 間
一八・一〇ㄱ 二〇・三〇	一三・六〇ㄱ 一五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一二六・六〇		延長 (メートル)
地滑り対策による区 域変更		備 考